

## 介護予防サービス・支援計画期間について

掛川市役所長寿推進課

### 1. 概要

要支援者及び事業対象者への介護予防ケアプランでは、利用者の望む生活へできるだけ近づくようにするため、利用者が抱える課題の解決に向けた具体的な目標を設定し、その実施期間（以下「計画期間」という。）を設定するものである。（※計画期間は認定有効期間をまたぐことはできない。）

本市では計画有効期間の上限を最長6か月と定めている。したがって、必ず6か月以内の目標を設定すること、また、計画期間終了時に当該目標の達成状況を評価し、新たな介護予防プランを作成することとしている。

今回は、当該計画期間の上限について、下記の通り変更をする。

### 2. 期間について

#### (1) 期間設定について

○新規利用

**プラン有効期間 3～6ヶ月**

※この場合の「新規」とは、①要支援認定による初回サービス計画書作成（要介護認定から要支援認定となった場合を含む）、②短期集中型サービスを利用する場合。

○継続利用

**プラン有効期間 3～12ヶ月**

※利用者の状況に変化が見込まれず、継続して同様のサービスを利用する場合

#### (2) 変更の理由について

ケアマネジャーは、利用者の心身の状態像に基づき実施したアセスメント（生活機能低下の背景・原因及び課題の分析）をもとに、本人・家族の意向もくみ取りながら具体的な目標とそれを達成するための計画期間を設定する必要がある。したがって、利用者の状態像等によって適切な計画期間は異なるものであり、一律的なものではない。

計画期間の上限を延ばすことで、計画期間を柔軟に設定できるように見直しを図る。その一方で、6ヶ月を超える計画期間を設定する場合には、その中間期間を目安に1回は目標達成に向けた計画の進捗状況や利用者の状態変化を確認する「評価」の視点を入れる仕組みとすることで、適切なケアマネジメントを担保する。

#### (3) 運用開始日

令和4年1月より運用を開始する。